

令和6年5月14日判決言渡

令和5年（行ケ）第10062号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年3月26日

判 決

5

原 告 スミス アンド ネフュー インコーポレイテッド

10

同訴訟代理人弁理士 源 田 正 宏
同 阿 部 達 彦
同 黒 田 晋 平

15

被 告 特 許 庁 長 官
同 指 定 代 理 人 佐 々 木 正 章
同 宮 下 誠
同 真 鍋 伸 行

主 文

20

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

- 1 特許庁が不服2020-008392号事件について令和5年2月2日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告による出願と拒絶理由通知の発出、意見書及び手続補正書の提出等

原告は、平成27年12月11日（パリ条約による優先権主張外国庁受理
2014年（平成26年）12月11日（US）アメリカ合衆国）を国際出
願日とし、名称を「改善された固定強度を有する骨アンカー」とする発明に
つき特許出願（特願2017-531221号。以下「本願」という。）を
したが、令和2年2月10日付けで拒絶査定（以下「本件拒絶査定」という。）
を受けた。

原告は、令和2年6月17日、本件拒絶査定に対し不服の審判請求（不服
2020-008392号）をし、同日付けで手続補正をした。

その後、令和3年3月29日付け、令和3年10月21日付け及び令和4
年5月25日付けでそれぞれ拒絶理由通知が発せられたため、原告は、それ
らの拒絶理由通知に対応して、令和3年6月29日、令和3年12月20日
及び令和4年8月15日付けで意見書及び手続補正書（令和4年8月15日
提出の手続補正書につき甲5。特許請求の範囲を補正）を提出した。

(2) 審決と原告による本件訴訟提起

令和5年2月2日、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」と
の審決（以下「本件審決」という。出訴期間として90日を附加。その内容
は別紙審決書（写し）のとおりである。）をし、その謄本は令和5年2月2
0日、原告に送達された。

原告は、令和5年6月19日、本件訴訟を提起した。

2 発明の内容

令和4年8月15日提出の手続補正書により補正された本願の特許請求の範
囲の請求項1に係る発明（以下「本願発明」といい、その明細書及び図面（甲
4）を「本願明細書等」という。）は、以下のとおりである。

「縫合糸アンカーであって、

細長いアンカー本体であって、前記アンカー本体の遠位端から近位端に向かって前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿ってテーパー状になっている前記アンカー本体と、

5 前記アンカー本体を貫通して形成され、前記アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされたアイレットと、

前記アンカー本体の外面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャンネルと、

10 前記複数のチャンネルの間に画定され、前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に間隔を置かれた複数のリブであって、各リブの遠位端は、アンカー本体の前記遠位端よりも近位側に位置している、複数のリブと、

を備える前記縫合糸アンカーにおいて、

15 前記チャンネルが、前記リブの高さと前記リブの幅との比が約 1 : 4 ~ 約 20 : 1 の範囲内で選択されるように形成されており、

前記チャンネルが前記アイレットと交差している場合に、前記チャンネルの深さが、前記チャンネルと交差する前記アイレットの近位側の縁部から前記アンカー本体の前記近位端に至るまで、縫合糸を受容するように寸法決めされていることを特徴とする縫合糸アンカー。」

20

3 本件審決の内容

(1) 本件審決の内容は別紙のとおりであるところ、その理由の要点は、本願発明は、引用文献 1（特開 2005-144180 号公報、甲 1。以下、その文献を「甲 1」という。）に記載された発明（以下「引用発明」という。）

25 に基づいて当業者が容易に発明をすることができたから、特許法 29 条 2 項により特許を受けることができない、というものである。

(2) なお、本件審決は、上記判断をするに当たり、引用発明の内容、本願発明と引用発明との一致点及び相違点を、次のとおり認定した。

[引用発明の内容]

「縫合糸留め具 10 であって、

5 縫合糸留め具 10 は基端 12 a と末端 12 b を有する本体 12 を備え、
本体 12 は略円筒状の基端部を有していると共に、末端方向に向かって先細になる先端部 14 を備え、

縫合糸受け溝 24 は、骨係合面部 20 の間に設けられ、本体 12 の基端 12 a の両側から延びて末端 12 b を取り巻く連続溝 24 の形となっており、
10 縫合糸受け溝 24 は縫合糸 26 を収めるのに適合しており、また、末端 12 b を取り巻く連続溝 24 は、本体 12 の長手方向軸に対して直角に延在し、
本体 12 の外面には、少なくとも 1 つ、なるべくなら幾つかの骨係合面部 20 も形成することができ、骨係合面部 20 は縦方向に延びる細長い隆起の形となっており、細長い隆起は、末端 12 b の直近位置から延びて基端 12 a で終端し、細長い隆起のそれぞれは、末端から基端に向かうにつれて増加する高さ h を有する略三角形の断面形状とした縫合糸留め具 10。」
15

[一致点]

「縫合糸アンカーであって、

アンカー本体であって、前記アンカー本体の遠位端から近位端に向かって前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿ってテーパ状になっている前記アンカー本体と、
20

前記アンカー本体に形成され、前記アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされた部分と、

前記アンカー本体の外面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャネルと、
25

前記複数のチャンネルの間に画定され、前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に設けられた複数のリブであって、各リブの遠位端は、アンカー本体の前記遠位端よりも近位側に位置している、複数のリブと、

を備える前記縫合糸アンカーにおいて、

前記アンカー本体に形成され、前記アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされた部分に、交差する前記チャンネルの深さが、前記アンカー本体の前記近位端に至るまで、縫合糸を受容するように寸法決めされている縫合糸アンカー。」である点。

[相違点]

【相違点 1】

本願発明のアンカー本体が「細長い」ものであるのに対し、引用発明の縫合糸留め具 10 は細長いものであることは明記されていない点。

【相違点 2】

「前記アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされた部分」が、本願発明では、「前記アンカー本体を貫通して形成」される「アイレット」であるのに対し、引用発明では、「末端 12 b を取り巻く」「連続溝 24」である点。また、この相違に伴い、アンカー本体の前記近位端に至るまで、縫合糸を受容するように寸法決めされているチャンネルが、本願発明では、「前記アイレットと交差している場合」に「前記アイレットの近位側の縁部から」設けられているのに対し、引用発明では末端 12 b から設けられている点。

【相違点 3】

本願発明のチャンネルは「前記リブの高さと前記リブの幅との比が約 1 : 4 ～約 20 : 1 の範囲で選択されるように形成」されているのに対し、引用発明のチャンネルの寸法が特定されていない点。

4 原告の主張する本件審決の取消事由

(1) 取消事由 1

一致点の認定の誤り（相違点の看過）

(2) 取消事由 2

5 相違点 2 についての判断の誤り

(3) 取消事由 3

原告の主張に対する認定・判断の誤り

第 3 当事者の主張

1 取消事由 1（一致点の認定の誤り（相違点の看過））

10 [原告の主張]

(1) 甲 1 の発明の詳細な説明（以下「発明の詳細な説明」を省略する場合がある。）の段落【0012】には、「本体 12 の外面には、少なくとも 1 つ、なるべくなら幾つかの骨係合面部 20 も形成することができる。この面部 20 は、骨に埋め込こまれた時はいつも、骨に係合して縫合糸留め具 10 の拔出を防止するのに適合している。」と記載されている。この記載からすれば、「骨係合面部 20」は本体 12 の外面に形成されるものであり、本体 12 の外面から突出しているものである。実際に、甲 1 の段落【0012】には「典型的な実施の形態における面部 20 は縦方向に延びる細長い隆起の形となっている」と記載されており、図 1 ないし 5 に示された実施形態では、
15
20 いずれも骨係合面部 20 が本体 12 の外面から突出するように図示されている。

これらによれば、引用発明における「骨係合面部 20」の間の本体 12 の外面（これを一応「チャネル」とする。）の底面は、本体 12 の外面と同じ高さ（径方向位置）になり、図 1 ないし 5 に示された実施形態でも、「チャネル」の底面の高さは本体 12 の外面と同じ高さであるか、又は本体 12 の外面よりも突出している。
25

これに対し、本願発明は、「前記アンカー本体の外表面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外表面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャンネル」（上記第２の２、本願発明の内容。以下、本願発明の特定につき同じ。）と特定しており、この記載から、本願発明におけるチャンネルは、アンカー本体の外表面からアンカー本体内部に向かって凹状に掘り下げられた構成であることが分かる。すなわち、チャンネルの底面の高さはアンカー本体の外表面よりも低くなっている。このことは、本願明細書等の段落【００４０】の「チャンネル２１０は、アンカー本体２０２の外表面２５０に向かって移動する概ね湾曲したまたは直線状の側部に移行する湾曲したチャンネル根元部２５２（例えば、卵形または円形）を含む」との記載及び図２Ｂの記載からも明らかである。

- (2) また、本願発明は、「前記複数のチャンネルの間に画定され、前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に間隔を置かれた複数のリブ」と特定しており、この記載及び前述のチャンネルの構成から、リブは、隣接したチャンネル間に形成され、その高さは、本願明細書等の段落【００４２】の「・・・例えば、複数のリブ２１２頂点は、アンカー本体の外表面またはその半径方向内側の位置に配置することができる。」との記載から、高くてもアンカー本体の外表面と同じ高さであることが分かる。このことは、本願明細書等の段落【００４２】の「複数のリブ２１２頂点は、アンカー本体の外表面またはその半径方向内側の位置に配置することができる」との記載及び図２Ｂの記載からも明らかである。

よって、本件審決が、「引用発明の『複数の骨係合面部２０の間の部分』は、・・・本願発明の『前記アンカー本体の外表面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外表面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャンネル』に相当する。」とし、「引用発明の『複数の骨係合面部２０』は、本願発明の『前記複数のチャンネルの

間に画定され、前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に間隔を置かれた複数のリブであって、各リブの遠位端は、アンカー本体の前記遠位端よりも近位側に位置している、複数のリブ』に相当する。」（８頁１４行目ないし同頁２９行目）と認定したのは誤りである。

なお、本件審決は、一方で、「引用発明の『縫合糸受け溝２４』はチャンネルと表現できる。また、引用発明の『縫合糸受け溝２４は、骨係合面部２０の間に設けられ、本体１２の基端１２ａの両側から延びて末端１２ｂを取り巻く連続溝２４の形』であることは、本体１２の両側に設けられた縫合糸受け溝２４が本体１２の末端１２ｂを取り巻く連続溝２４と交差していることである。」（８頁３０行目ないし同頁３４行目）とも認定しているが、引用発明の「縫合糸受け溝２４」は、「本体１２の末端１２ｂを取り巻く連続溝２４」と交差していると認定しているのであれば、引用発明の「縫合糸受け溝２４」は、「複数のチャンネル」には相当しない。

〔被告の反論〕

(1) 原告の主張は、要するに、引用発明の「骨係合面部２０の間の部分」及び「骨係合面部２０」を、「本体１２」の外面を基準としてみた場合、「骨係合面部２０の間の部分」の底面は、本体１２の外面と同じ高さであり、「骨係合面部２０」は、本体１２の外面から突出しているものであるのに対し、本願発明の「チャンネル」及び「リブ」を、アンカー本体の外面を基準としてみた場合、「チャンネル」の底面の高さはアンカー本体の外面よりも低く、「リブ」は、高くてもアンカー本体の外面と同じ高さであるから、引用発明の「骨係合面部２０の間の部分」、「骨係合面部２０」は、本願発明の「チャンネル」、「リブ」にそれぞれ相当しないというものである。

しかし、本件審決は、引用発明の「本体１２」が本願発明の「アンカー本体」に相当するとしているのではなく、「引用発明の『本体１２』と『骨係

合面部 20』から構成される部材は、本願発明の『アンカー本体』に相当
するとしているのである。そして、引用発明の「本体 12」と「骨係合面部
20」から構成される部材の外面を基準とすれば、引用発明の「骨係合面部
20の間の部分」は、当該外面よりも低く、「骨係合面部 20」は、当該外
面と同じ高さである。

また、本願発明は「縫合糸アンカー」という物の発明であるところ、原告
の主張は、引用発明の「骨係合面部 20の間の部分」及び「骨係合面部 20」
と、本願発明の「チャンネル」及び「リブ」を表現する際に、引用発明では骨
係合面部 20を含まない本体 12を基準に表現しているのに対し、本願発明
ではリブを含めたアンカー本体を基準に表現しており、この基準の相違によ
り表現が異なるということを述べているにすぎず、物としての構成の相違を
主張するものでない。さらに、上記表現の相違により、何らかの物としての
構成上の相違を生じさせるものでもない。

したがって、本件審決の認定に誤りはない。

(2) 原告は、引用発明の「縫合糸受け溝 24」は、「本体 12の末端 12bを
取り巻く連続溝 24」と交差していると認定しているのであれば、引用発明
の「縫合糸受け溝 24」は、「複数のチャンネル」には相当しない旨主張する。

しかし、本件審決は、引用発明の複数の「骨係合面部 20の間の部分」を
「複数のチャンネル」に相当するとしているのであり、その上で、「チャンネル」
は通常、経路や溝を意味するから、「縫合糸受け溝 24」もチャンネルと表現
でき、「縫合糸受け溝 24は、骨係合面部 20の間に設けられ」るものであ
るから、引用発明の「縫合糸受け溝 24」も本願発明の「チャンネル」に相当
する旨認定したものである。

したがって、本件審決の一致点の認定に誤りはない。

2 取消事由 2（相違点 2 に対する判断の誤り）

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、甲１の図４に示される実施例に関し、「骨係合面部１０８の間に設けられた縫合糸受け溝１１０が穴１０４に交差させることが開示されている」と認定したが、誤りである。

ここで、「交差」の用語は、甲６（広辞苑第六版）に示されているように、
5 「線状のものが十文字に交わること」を意味するから、本願明細書等の図２の記載にもよれば、甲１の図４に示される実施例に関する「骨係合面部１０８の間に設けられた縫合糸受け溝１１０が穴１０４に交差させることが開示されている」との認定は誤りであるとも考えられるところである。

しかし、被告が主張するように、「丁字」、「Ｔ字」状の交わりが、社会通
10 念上「交差」に含まれる場合があることは認める。

これを前提とすると、本願発明の構成は、アイレットとチャネルとが交わる部分においては、アイレットはチャネルを越えて延びておらず、チャネルと交る部分においてアイレットは終端しているから、いわゆる「Ｔ字」状の交差に相当しているとみなすことが可能である。

一方で、甲１の図４に記載される「穴１０４」（アイレット）は、「縫合糸受け溝１１２」の終端に位置しており、当該部分は「Ｌ字」状であり、「Ｔ字」状ですらなく、「穴１０４」（アイレット）は、「縫合糸受け溝１１２」と交差していない。また、引用発明の「縫合糸受け溝２４」は、一つの連続溝であるから、不連続となるような「直角に交差する」部分は存在しない。
15
20 そもそも、縫合糸受け溝２４は単一の連続溝であるので、他の溝と交差する部分は存在しないということである。したがって、引用発明の「縫合糸受け溝２４」にアイレットのような「交差する」部分を設けることは、示唆されていない。

甲１の図４等を見ても、縫合糸受け溝（チャネル）が穴（アイレット）と交差して、縫合糸受け溝（チャネル）が穴（アイレット）を越えて遠位端側に延びる構成は、証拠として開示または示唆されていない。甲１の図４には、本
25

願発明のアイレットに一応相当する「穴１０４」が記載されているが、チャンネルは穴１０４の近位端側に延びているだけであり、穴１０４の遠位端側には延びていない。また、甲１の図１ないし図３及び図５には、本体の最末端に形成された窪みから近位端側に延びる縫合糸受け溝が記載されているだけ
5 であり、窪みと縫合糸受け溝とを交差させることが示唆も記載もされていない。

- (2) 本願発明においては、チャンネルの間にリブが形成されており、チャンネルはアイレットと直角に交差している、すなわち、チャンネルはアイレットと直角に交差しており、かつチャンネルはアイレットをまたいで遠位端側へと延びて
10 いる構成が理解される。これにより、チャンネルの間に画成されたリブも、必然的にアイレットをまたいで遠位端側まで延びていることになる。なお、このような構成は、本願の図４Ａ等にも記載されている。

そうすると、アンカーは遠位端側から骨内に挿入されるので、少なくともアンカーの遠位端において（アンカーの挿入初期）、アイレットに通された縫合糸よりも先にリブが骨と干渉することは、当業者であれば自明である。
15

さらに、挿入工程においては、アンカー挿入の最初のインパクト時に、最も大きな衝撃力がアンカーに加わる。本願発明においては、そのような最大の衝撃力を、アイレットよりも遠位端側に延びたリブが受け、縫合糸が最大の衝撃力を受けることを回避する構成となっていることが当業者において理
20 解できる。

このような構成のために、アンカーが骨内に挿入される場合に、縫合糸よりも先にリブの遠位端が骨と接触するため、縫合糸が骨と直接接触することが回避され、これにより縫合糸が骨により損傷することを回避しているとの本願発明の作用効果は、本願発明の構成に基づいて、本願発明の骨内への挿入開始時におけるものである。加えて、チャンネルがアイレットと交差して、アイレットを越えて遠位端側に延びる構成による格別な作用効果が存在する。
25

したがって、本願発明における「チャンネルがアイレットと交差して、アイレットを越えて遠位端側に延びる」構成が容易想到と判断したことは誤りである。

- (3) 加えて、甲 1 の図 1 に示された実施形態と、図 4 に示された実施形態とを比較すると、本体の形状が大きく異なっている。具体的には、図 1 に示された実施形態では、末端が略平坦な形状を有し、図 4 に示された実施形態では、末端が尖った形状を有する。これらの実施形態のそれぞれについて使用時の状況を想定すると、図 1 に示された実施形態は、骨内に挿入される場合に、図 4 に示された実施形態よりも大径の下穴を骨に形成する必要があることが想定される。すなわち、これらの実施形態は、使用時の状況に応じて、技術思想が異なっているため、図 1 における実施形態の連続溝 2 4 に代えて図 4 に示された実施形態の穴 1 0 4 を適用したとしても、縫合糸アンカーと縫合糸を係合させることに関して同様の作用効果を奏するかは不明であり、図 1 における実施形態の連続溝 2 4 に代えて図 4 に示された実施形態の穴 1 0 4 を適用することには、動機付けがなく、かえって阻害要因がある。

したがって、当業者は、図 1 における実施形態の連続溝 2 4 に代えて図 4 に示された実施形態の穴 1 0 4 を適用することを想到できたとはいえない。

以上によれば、本件審決の相違点 2 の容易想到性に関する判断は誤りであり、本件審決は取り消されるべきである。

〔被告の反論〕

- (1) 原告は、「交差」との用語は、「線状のものが十文字に交わること」との意味を有するから、甲 1 の図 4 に示される実施例に関する「骨係合面部 1 0 8 の間に設けられた縫合糸受け溝 1 1 0 が穴 1 0 4 に交差させることが開示されている」との認定は誤っていることを主張する。

しかし、甲 1 の図 4 に記載されるように、骨アンカーにおいて、アイレットを設けて縫合糸を係合させることは周知技術であるから、縫合糸を係合さ

せる手段を、引用発明の縫合糸止め具 1 0 の末端 1 2 b から、アイレットとすることは、単なる周知技術の置換にすぎず、その際、甲 1 の図 4 に、穴 1 0 4 を、歯 1 0 8 の間であって縫合糸留め具 1 0 0 の基端 1 0 0 a 側に配置することが記載されていることを踏まえると、アイレットの位置をリブの間、すなわちチャンネルと交差する位置とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

また、「交差」の意味は、本件明細書の発明の詳細な説明の記載から明らかではないが、日常生活で使われる用語ではあるところ、例えば T 字路交差点のとおり、T 字交差の意味が包含されているから、本願発明の「交差」には T 字交差の意味が包含されるといえる。

よって、本件審決が「骨係合面部 1 0 8 の間に設けられた縫合糸受け溝 1 1 0 が穴 1 0 4 に交差させることが開示されているように」と記載したことに誤りはない。

また、原告は、本願明細書等の図 2 の記載から、「交差」が「線状のものが十文字に交わること」の意味であることは明らかである旨主張する。

しかし、本願明細書等の図 2 A には、アイレット 2 1 4 の近位側のチャンネルの深さが「縫合糸を受容するように寸法決めされている」ことは記載されておらず、図 2 A は本願発明の実施の形態を表した図とはいえないから、図 2 A から本願発明における「交差」が「線状のものが十文字に交わること」の意味であることが明らかとはいえない。本願明細書等の図 2 B についても同様である。

また、本願明細書等の図 2 C には、アイレットが記載されていないから、図 2 C から、本願発明における「交差」が「線状のものが十文字に交わること」の意味であることが明らかとはいえない。なお、本願明細書等の段落【0 0 4 3】の「図 2 C に示すさらなる実施形態では、アンカー 2 0 0' は、第 2 の複数のチャンネル 2 1 6' を含む。複数の第 2 のチャンネル 2 1 6' は、ア

ンカー本体 200' の表面に形成され、アイレットから近位方向に延在する。
各第 2 のチャンネル 216' の幅は、その中に縫合糸を受けるような寸法にさ
れている。」との記載を踏まえても、第 2 のチャンネル 216' はアイレット
から近位方向に延在しているのであって、遠位方向に延在していることは記
載されていないから、十文字に交わるものではない。

よって、本願明細書等の図 2 の記載から、「交差」が「線状のものが十文字
に交わること」の意味であることは明らかとする原告の主張は失当である。

- (2) 原告は、本願発明のようにチャンネルとアイレットが「交差」する場合、リブ
もアイレットを越えてさらに遠位端へ延びる構成であるため、アンカーが骨
内に挿入される場合に、縫合糸よりも先にリブの遠位端が骨と接触するもの
である旨を主張する。

しかし、本願発明においては「前記チャンネルが前記アイレットと交差して
いる場合に、前記チャンネルの深さが、前記チャンネルと交差する前記アイレ
ットの近位側の縁部から前記アンカー本体の前記近位端に至るまで、縫合糸を
受容するように寸法決めされている」としか特定されておらず、原告が主張
するような、縫合糸を受容するチャンネルの遠位端側の延長線上にリブがある
ことは特定されていないから、アンカーが骨内に挿入される場合に、縫合糸
よりも先にリブの遠位端が骨と接触するとの原告の主張は、特許請求の範囲
の記載に基づかないものである。

また、本願明細書等の発明の詳細な説明には、原告が主張するアイレット
を越えてリブがさらに遠方に延びることにより上記の作用効果をもたらすこ
とは具体的に記載されていない。

したがって、原告の主張は、特許請求の範囲及び本願明細書等の発明の詳
細な説明の記載に基づく主張ではなく、失当である。

そして、上記のとおり、本願発明において、縫合糸を受容するチャンネルの
遠位端側の延長線上にリブがあることは特定されていないから、本願発明の

リブがアイレットを越えて遠位端側に延びる構成であるとしても、リブは骨の下穴にある程度くい込むことで固定されるものであり、複数のリブの間の縫合糸が受容されるチャンネルは、アンカーが骨内に挿入されると複数のリブの間のチャンネルに骨が入り込み縫合糸と接触することが考えられるから、必ずしもアイレットを越えて遠位端側に延びるリブの存在により縫合糸と骨の接触を回避できることにはならない。

- (3) 原告は、甲 1 の図 1 及び図 2 に示された実施形態において、本願発明の「前記チャンネルが前記アイレットと交差している場合」は記載も示唆もされていないから、甲 1 の図 4 に示された縫合糸受け溝 110 と穴 104 とを、甲 1 の図 1 及び図 2 に示された実施形態に適用しても、縫合糸受け溝 110 と穴 104 とが交差するように構成されない旨主張する。

しかし、上記原告の主張は、本願発明の「交差」が「線状のものが十文字に交わること」のみを意味することを前提にした主張であるところ、当該主張が失当であることは上記(1)及び(2)で述べたとおりである。

そして、本件審決は、甲 1 の図 4 に記載されるように、骨アンカーにおいて、アイレットを設けて縫合糸を係合させることは周知技術であるから、縫合糸を係合させる手段を、引用発明の縫合糸止め具 10 の末端 12b から、アイレットとすることは、単なる周知技術の置換にすぎず、その際、アイレットの位置をチャンネルと交差する位置とすることは、当業者であれば適宜採用し得る配置にすぎないと判断しているのであり、甲 1 の図 4 に、穴 104 を、歯 108 の間であって縫合糸留め具 100 の基端 100a 側に配置することが記載されていることを踏まえると、アイレットの位置を、複数のリブの間とし、原告が主張するような「線状のものが十文字に交わる」位置とすることに何ら困難性はない。また、そのような構成とした際の作用効果も、上記(2)で述べたとおり格別なものでない。したがって、本件審決の判断に誤りはない。

(4) 原告は、甲 1 の図 1 と図 4 に示された実施例では縫合糸アンカーの先端の形状が異なるため、骨に形成する下穴の大きさが異なり、技術思想が異なるから、縫合糸アンカーと縫合糸に係合させることに関して同様の作用効果を奏するかは不明である旨主張する。

5 しかし、甲 1 の段落【0016】には「当業者であれば、骨の留め具 10 の本体 12 をいろいろな形状、大きさ、及び構造とすることを理解するであろう。」と記載されており、縫合糸アンカーの先端の形状は、当業者が適宜選択し得るものであり、下穴の大きさも、縫合糸アンカーの形状や大きさに応じて、当業者が適宜選択し得るものであるから、甲 1 の図 1 と図 4 に示された実施形態の技術思想が異なるとはいえない。そして、図 1 における実施形態の連続溝 24 に代えて、図 4 に示された実施の形態の穴 104 等の周知技術
10 を適用することについては、いずれも「縫合糸アンカーと縫合糸とに係合させる」という機能が共通しているから動機付けがある。

したがって、本件審決の判断に誤りはない。

15 3 取消事由 3（請求人の主張に対する認定、判断の誤り）

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、令和 4 年 8 月 15 日に原告が提出した意見書において、「引用発明 1 では、結び目 26a を有する縫合糸 26 を利用するために、本体 12 は、その最末端 12b に略半球状の窪み 18 を有していることが不可欠で
20 す。従いまして、引用文献 2 図 27a 及び図 27b に示されるような単なる穴 14 は必要とされません。単なる穴 14 は、結び目 26a の窪み 18 からの脱落を防止することができないからです。結論としまして、当業者であっても、引用文献 2 に開示される単なる穴 14 を甲 1 に開示される窪み 18 の代わりに引用発明 1 に適用することを想到することはできません。」（本件
25 審決 11 頁 16 行目ないし同頁 23 行目）と主張したことに対し、「引用文献 1 の段落【0014】に、窪み 18 は任意に含めることができるものであ

ることが記載されているように不可欠な構成とはいえない。したがって、請求人の上記主張は採用できない。」（本件審決１１頁２５行目ないし同頁２７行目）と認定、判断した。

5 しかし、甲１の段落【００１４】には、「窪み１８は、縫合糸の輪２６の結び目２６ａを収めて、留め具１０を骨に挿入する際の結び目２６ａによる干渉を防止するように設計するのが好ましい」と記載されていることから、窪み１８の機能は、留め具１０を骨に挿入する際に、縫合糸の輪２６の結び目
10 ２６ａと骨とが干渉することを防止することである。窪み１８が形成されていない場合、結び目２６ａは縫合糸受け溝２４から突出し、留め具１０を骨に挿入する際に結び目２６ａは骨と干渉する。このことを回避するために、結び目２６ａを有する縫合糸２６を利用する場合、窪み１８は不可欠な構成であるといえる。

15 (2) さらに、甲１の段落【００１１】には、「本体１２の末端１２ｂもさまざまな任意の形状及び大きさとすることができが、この末端１２ｂには窪み１８を形成するのが好ましい」と同様に記載されている。

 一方、甲２（審決における引用文献２）の図２７ａ及び図２７ｂに示されるような単なる穴１４は、縫合糸を通す穴であり、甲１の窪み１８のような結び目２６ａの脱落を防止することとは関係のない構成である。

20 よって、「引用文献２に開示される単なる穴１４を甲１に開示される窪み１８の代わりに引用発明１に適用することを想到することはできません。」

 （本件審決１１頁２２行目ないし同頁２３行目）との原告の主張には誤りはなく、原告の当該主張を採用しなかった本件審決の判断は誤りである。

25 (3) 被告は結び目２６ａを不可欠の構成ではないなどと主張するが、甲１の図１において結び目２６ａを排除したうえで、さらに連続溝２４を甲１の図４における縫合糸受け溝１１２及び穴１０４に置き換えることは、論理が飛躍しており、本願発明を知ったことを前提とした後知恵である。

〔被告の反論〕

(1) 甲１の段落【００１４】に「図１に示すように、縫合糸受け溝２４には本体
１２の最末端１２ｂに形成した窪み１８も任意に含めることができる。」とさ
れており、窪み１８は任意であって、不可欠な構成であるとはされていない。

５ また、原告が指摘する甲１の段落【００１４】の記載もあくまでも「好まし
い」とされているにとどまり、窪み１８が不可欠な構成であるとはされてい
ない。

また、技術的にみても、甲１の段落【００１５】に「縫合糸受け溝２４に配
置する縫合糸２６は、縫合糸の輪２６の形とするのが好ましい。上述したよ
うに、縫合糸の輪２６は結び目２６ａを備えることができる。その代りに縫
合糸の輪２６は、事情が変われば接着法によって互いに結び付けられる両端
１０ を有する糸から形成することができる。」と記載されており、結び目２６ａは
不可欠な構成ではなく、結び目２６ａを有さないものである場合に窪み１８
は必ずしも必要ないことは明らかである。

１５ したがって、本件審決が、原告の縫合糸留め具１０の窪み１８が不可欠で
あるという主張を採用しなかったことに誤りはない。

また、原告は、甲１の縫合糸留め具１０に窪み１８が不可欠であることを
前提として、「引用文献２に開示される単なる穴１４を引用文献１に開示され
る窪み１８の代わりに引用発明１に適用することを想到することはできませ
ん。」と主張する。
２０

しかし、既に述べたとおり、甲１の縫合糸留め具１０に窪みは不可欠なも
のではないため、原告の主張は失当である。

(2) また、本件審決は、そもそも甲２（引用文献２）を甲１（引用文献１）に適
用しているものでない。本件審決は、縫合糸アンカーにアイレットを設ける
ことが周知技術であることを前提として、この周知技術を引用発明の縫合糸
留め具１０の末端１２ｂを取り巻く連続溝２４に代えて適用しているもので
２５

あり、その判断は、本件審決の相違点2についての判断で示したとおりであり、本件審決の判断に誤りはない。

5 なお、甲2は、縫合糸アンカーにアイレットを設けることが周知技術であることを示すために、令和4年5月25日付け拒絶理由通知書において例示したものである。

 以上のように、本件審決において、甲1の縫合糸留め具10に窪みは不可欠であるという原告の主張を採用しなかったこと、また、この理解を前提とした判断に誤りはない。

第4 当裁判所の判断

10 1 本願明細書等の記載内容

 本願明細書等（甲4）には次のとおりの記載がある（下線は判決で付記）。

(1) 技術分野

 「骨アンカーは、しばしば固定のための外科的処置において使用される。例えば、アンカーを縫合糸に取り付け、骨に埋め込むことができる。骨に埋め込まれた後、アンカーは骨に係合し、さらなる動きに抵抗して、取り付け
15 られた縫合糸のアンカーポイントを提供する。」（段落【0001】）

(2) 背景技術

 「アンカーの骨への固定強度は、骨とアンカーとの間の接触面積およびその間に存在する垂直抗力（すなわち、摩擦摺動抵抗）によって決定される。
20 一定の垂直抗力を仮定すると、接触面積が増加するにつれて、固定強度は通常増加し、逆もまた同様である。」（段落【0002】）

 「しかしながら、近年、外科医は外科的再建手術においてより小さなアンカーの使用に向かって動いている。例えば、より小さいアンカーの使用は、侵襲性が低く、より迅速な患者の治癒を可能にする。より小さい縫合糸アン
25 カーの使用者により、周囲の骨との摩擦係合のために利用可能な表面積が小さくなり、従って、より低い固定強度が観察される。」（段落【0003】）

(3) 発明が解決しようとする課題

「従って、縫合糸アンカーのサイズが減少するにつれて、移植された際に骨との固定強度を維持および／または増加させる改良されたアンカーデザインが必要とされている。」（段落【0004】）

5 (4) 課題を解決するための手段

「一実施形態では、縫合糸アンカーが提供される。縫合糸アンカーは、アンカー本体の遠位部分がテーパー状になっている、長手方向軸に沿って近位端から遠位端に延在する概して細長いアンカー本体を含む。縫合糸アンカーは、アンカー本体を貫通して形成され、長手方向軸に対して直角に延在し、
10 縫合糸を受容するように寸法決めされたアイレットと、アンカー本体の外表面内に形成され、アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、複数の第1のチャンネルと、第1のチャンネルの間に画定され、アンカー本体の全長の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に離間した複数のリブであって、各リブの遠位端は、アンカー本体のテーパー状の
15 遠位部分内で終端する、円周方向に離間した複数のリブと、をさらに含む。」
（段落【0005】）

「一実施形態では、縫合糸アンカーは、アンカー本体コアの表面上に形成され、アイレットから近位方向に延在する複数のチャンネルをさらに含み、各チャンネルの幅は、縫合糸を受容するように寸法決めされる。」（段落【00
20 23】）

(5) 発明を実施するための形態

「本開示の実施形態は、従来の骨アンカーと比較して改善された固定を有する骨アンカーに関する。例えば、以下に詳細に説明するように、開示される骨アンカーの実施形態は、テーパー状の遠位端を有するアンカー本体と、
25 アンカーの長さの少なくとも一部に沿って長手方向に延在するリブとを含む。複数のリブは、アンカー本体とテーパー付き遠位先端との間にさらに延在し、

リブの遠位部分はテーパ付き遠位先端内で終端する。このようなリブは、アンカーの長さに沿ってリブと周囲の骨との間の接触を維持し、骨との表面積の増加した接触を提供し、固定強度を改善する、掘り出し影響を緩和する。」
(段落【0034】)

5 「ある実施形態では、リブは、アンカー本体表面に形成された長手方向のチャネルによって画定される。他の実施形態では、リブは、アンカー本体表面から半径方向外側に延在する。さらなる実施形態では、リブの先頭の遠位縁部は、アンカーの遠位端が骨をより効率的に切断することを可能にするテーパ状の「ナイフエッジ状」構造で構成される。」 (段落【0035】)

10 「ここで、本開示の骨アンカーの実施形態を示す図2A～図2Cの実施形態を説明する。第1の骨アンカーの実施形態200の側面図および端面図がそれぞれ図2A～図2Bに示されている。第2の骨アンカーの実施形態250が、図2Cに、遠近法の端面図で示されている。」 (段落【0036】)

15 「図2A～2Bを参照すると、骨アンカー200は、長手方向軸204に沿って遠位端202Aから近位端202Bに延在する概して細長いアンカー本体202を含む。アンカー200の近位端202Bは、骨にアンカー200を位置決めして挿入するためのものである。例えば、ある実施形態（図示せず）において、近位端は、挿入器具を受け取るための開口を含むことができる。他の実施形態では、近位端は、挿入器具内に挿入するように適合されてもよい。」 (段落【0037】)

20

「アンカー本体202の遠位端202Aは、骨に挿入するようにさらに適合されている。例えば、図2Aに示すように、アンカー本体202の遠位端202Aは、テーパ状の部分206を含む。ある実施形態では、テーパ部206の長さ1は、全長の約10%～約30%他の実施形態では、テーパ部は、アンカー本体の長さの大部分に沿って、全長を含めて、それを含むこ
25 とができる。さらなる実施形態では、アンカー本体のテーパ状の遠位部分

は、選択された幾何形状で終端することができる。例としては、（例えば、長手方向軸に略垂直に延在する）概して平坦な先端、丸い先端、尖った先端、およびそれらの間の構成が挙げられるが、これらに限定されない。」（段落【0038】）

5 「アンカー本体202は、縫合アイレット214をさらに含む。アイレット214は、アンカー本体202を通してその長手方向軸204に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされる。例えば、アンカー本体の外面に隣接して延在する自由肢を有する縫合糸（図示せず）をアイレットに通してもよい。別の実施形態では、アイレットは、そこに縫合糸を固定す
10 るためのバーまたは他の突起を含むことができる。さらに別の実施形態では、アンカー本体にカニューレを挿入し、カニューレを通して縫合糸を通し、バーまたは突起に固定することができる。」（段落【0039】）

「図2Bを参照すると、アンカー本体202は、アンカー本体202の外面250に形成された複数の第1のチャンネル210をさらに含む。チャンネル210それぞれは、チャンネル根元部252を含む。ある実施形態では、チャンネル210は、アンカー本体202の外面250に向かって移動する概ね湾曲したまたは直線状の側部に移行する湾曲したチャンネル根元部252（例えば、卵形または円形）を含む」（段落【0040】）

15

「図2Cに示すアンカー200'の別の実施形態では、第1の複数のチャンネル210'がアンカー本体202の周囲に円周方向に間隔を置いて配置された複数のリブ212'を画定する。例えば、複数のリブ212'は、アンカー本体の外面またはその半径方向内側の位置に配置することができる。」（段落【0042】）

20

「ある実施形態では、複数のチャンネル210、210'の少なくとも2つが異なる深さである。例えば、図2Bに示すように、チャンネル210は、アンカー本体202の円周の周りに反復パターン（例えば、1つの深いチャンネル、

25

2つの浅いチャネル) の2つの異なる深さを採用することができる。他の実施形態では、図2Cに示すように、各チャネル210'は、略同じ深さを有することができる。さらなる実施形態では、リブを画定する各チャネルの深さは、必要に応じて独立して変化させることができる。」(段落【0047】)

5 (6) 図

【図2B】

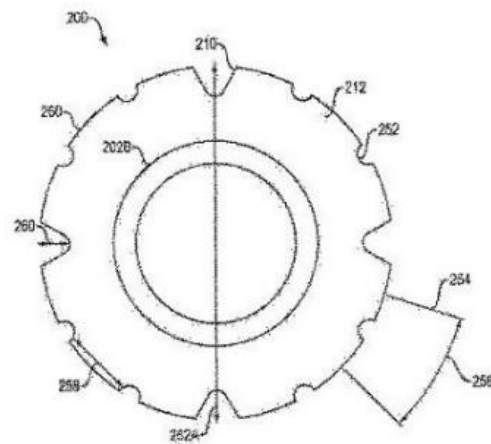


FIG. 2B

【図2C】

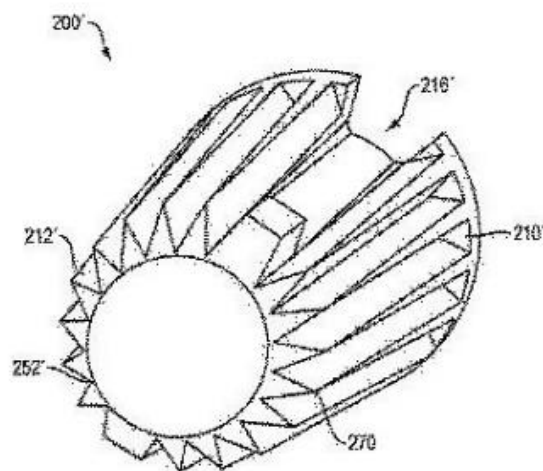


FIG. 2C

【図 3 A】

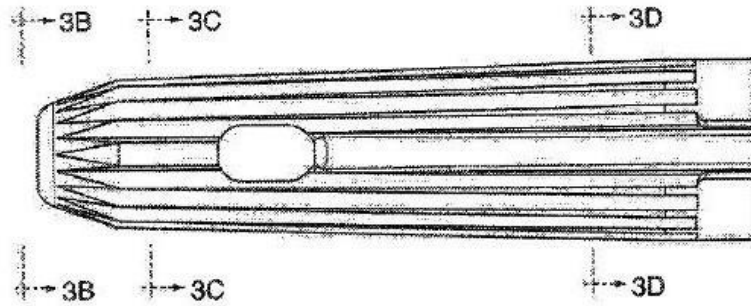


FIG. 3A

【図 4 A】

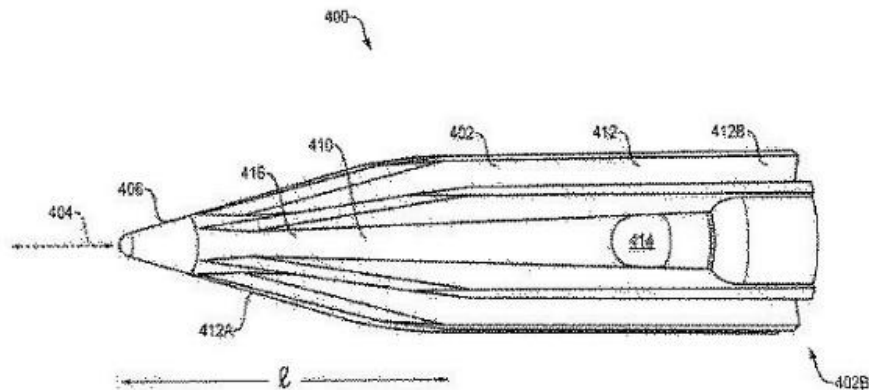


FIG. 4A

2 引用発明の内容

- 5 (1) 甲 1（引用文献 1）の発明の詳細な説明の【発明の効果】には次のとおりの記載がある（下線は判決で付記）。

ア 背景技術

「軟組織を骨に付着させるための多くの器具や方法が開発されている。これらには、ねじ、ステープル、セメント、縫合糸留め具、及び縫合糸そのものが含まれている。より良い結果を上げている方法の幾つかには、縫合糸留め具を用いて縫合糸を骨に取り付け、組織を骨にごく接近させるように縫合糸を結ぶことが含まれている。組織は、開放手術の間、又は閉鎖（例

例えば関節鏡検査）式外科処置の間に、骨に取り付けることができる。従来の縫合糸留め具は、組織を骨に留めることに成功しているものが多いが、幾つかの欠点をも持っている。例えば、従来の縫合糸留め具の多くは、縫合糸を通さなければならない狭い通路を備えているので、縫合糸を通すことに困難さや遅れを引き起こしている。更には、縫合糸は留め具の末端において留め具に取り付けるのが普通であるので、結果として縫合糸が都合悪く動くか燃れることがある。縫合糸の2つの自由端が必要とされるか望まれる場合には、2つの自由端が留め具本体の内部、又は留め具本体の同じ側面上の唯一の穴を通して留め具から出る際に、好ましくない縫れや絡みが生じることがある。留め具がねじ型の留め具である場合には、結果として更に他の欠点が生じることがある。例えば、留め具を骨に差し込む際に、縫合糸を擦り減らすか、そうでなければ駄目にすることがある。さらに、いったん留め具を埋め込むと、縫合糸は摺動することができなくなることが多い。」（段落【0003】）

イ 発明を実施するための最良の形態

「図 1 及び図 2 は、本発明に係る縫合糸留め具 1 0 の一実施の形態を例示している。図示するように、縫合糸留め具 1 0 は基端 1 2 a と末端 1 2 b を有する本体 1 2 を備え、基端 1 2 a と末端 1 2 b との間には縦軸線 L が延びている。本体 1 2 は概ね固体状とするのが好ましく、弾丸のような形状とすることができる。これにより、本体 1 2 は略円筒状の基端部を有していると共に、末端方向に向かって先細になる先端部 1 4 を備えている。本体 1 2 の基端 1 2 a は多様な形状とすることができるが、質的に平坦であるのが好ましく、止まり穴のような駆動器具受け部 1 6（図 2）を備えている。この受け部 1 6 は、留め具 1 0 を骨に押し込むのに有効な駆動器具を受けるために基端 1 2 a に形成してある。駆動器具受け部 1 6 は実際上任意の形状及び大きさとすることができ、穴に限定するわけではない。

本体 1 2 の末端 1 2 b もさまざまな任意の形状及び大きさとする
ことができるが、この末端 1 2 b には窪み 1 8 を形成するのが好ましい。この窪
み 1 8 は後段で詳細に説明する。代りの実施の形態では、図示しないが、
末端 1 2 b を尖った及び／又は鋭利な末端部とすることにより、留め具 1
0 を骨に容易に挿入することができる。」（段落【0011】）

「本体 1 2 の外面には、少なくとも 1 つ、なるべくなら幾つかの骨係合面
部 2 0 も形成することができる。この面部 2 0 は、骨に埋め込こまれた時
はいつも、骨に係合して縫合糸留め具 1 0 の拔出しを防止するのに適合し
ている。面部 2 0 の形状や大きさは変えることができるが、典型的な実施
の形態における面部 2 0 は縦方向に延びる細長い隆起の形となっている。
この細長い隆起は、図示するように、末端 1 2 b の直近位置から延びて基
端 1 2 a で終端している。細長い隆起のそれぞれは、図 2 に示すように、
末端から基端に向かうにつれて増加する高さ h を有する略三角形の断面
形状とするのが好ましい。」（段落【0012】）

「縫合糸留め具 1 0 の表面又は内部には、縫合糸を収めるための少なくと
も 1 つの縫合糸受け部を更に形成してある。図 1 及び図 2 に示すように、
縫合糸受け部は、本体 1 2 の基端 1 2 a の両側から延びて末端 1 2 b を取
り巻く連続溝 2 4 の形となっている。縫合糸受け溝 2 4 の形状や大きさは
変えることができるが、図 1 に示すように、縫合糸 2 6 を収めるのに適合
しているのが好ましい。縫合糸受け溝 2 4 は、本体 1 2 の外面と同じ高さ
か、より下の高さで縫合糸 2 6 を収めるのに有効な大きさと高さとするの
も好ましい。このことは、留め具 1 0 を埋め込む際に縫合糸 2 6 を留め具
1 0 と骨の間でかみ合わせないようにする。更には、この種の縫合糸受け
溝 2 4 の設計は、挿入中に縫合糸 2 6 の損傷を防止する。・・・」（段落
【0013】）

「図 1 に示すように、縫合糸受け溝 2 4 には本体 1 2 の最末端 1 2 b に形

成した窪み 18 も任意に含めることができる。窪み 18 は、一連の縫合糸受け溝 24 を中断させることができ、或いは本体 12 が 2 つの溝を別々に持つように縫合糸受け溝 24 から任意に隔てることができる。しかし、窪み 18 は、縫合糸の輪 26 の結び目 26 a を収めて、留め具 10 を骨に挿入する際の結び目 26 a による干渉を防止するように設計するのが好ましい。したがって、窪み 18 は略半球状の窪んだ形とするのが好ましい。典型的な実施の形態において、窪み 18 は結び目 26 a を本体 12 の表面と同じ高さか、より下の高さに収めるのに適合している。」（段落【0014】）

「縫合糸受け溝 24 に配置する縫合糸 26 は、縫合糸の輪 26 の形とするのが好ましい。上述したように、縫合糸の輪 26 は結び目 26 a を備えることができる。その代りに縫合糸の輪 26 は、事情が変われば接着法によって互いに結び付けられる両端を有する糸から形成することができる。縫合糸の輪 26 は、留め具 10 に任意に接着することもでき、そうでなければ結び付けることもできる。しかしながら、縫合糸の輪 26 は、その基端部 26 b が本体 12 の基端 12 a から基部方向に広がる大きさとする必要がある。これにより、縫合糸の輪 26 の基部 26 b は、骨の留め具 10 に取り付ける予定の手術糸 28 の取付け機構を構成する。縫合糸の輪 26 によって、手術糸 28 は縫合糸の輪 26 に対して摺動し、それゆえに組織を骨に付着するのが容易になる。」（段落【0015】）

「当業者であれば、骨の留め具 10 の本体 12 をいろいろな形状、大きさ、及び構造とすることができることを理解するであろう。限定しない例として、図 3 は留め具 10 に類似しているが弾丸状でない留め具 50 を示している。どちらかと言えば、図示するように、留め具 50 は概ね円筒状であり、平坦な基端 50 a と先細でない末端 50 a とを有している。幾つかの骨係合部 52 を表面に形成してある。それらは、留め具 50 の総周囲長が

末端 5 0 b 側から基端 5 0 a 側に向かって増加するように、留め具 5 0 の略中間部から留め具 5 0 の基端 5 0 a 側に延びている。」（段落【0 0 1 6】）

「本発明のもう一つの実施の形態において、図 4 に示すように、骨の留め具 1 0 0 は両側に溝（一方の溝 1 1 2 のみを図示）を備え、これらの溝は縫合糸の輪（不図示）を受ける穴 1 0 4 と連通している。骨の留め具 1 0 0 は、図 1 ～図 2 に関して上述した骨の留め具 1 0 に類似しているが、概ね円筒形をして基端 1 0 0 a から末端 1 0 0 b に向かって先細になる本体 1 0 2 を有している。本体 1 0 2 の骨への挿入を容易にするため、本体 1 0 2 の先端 1 0 6 は尖っているのが好ましい。」（段落【0 0 1 7】）

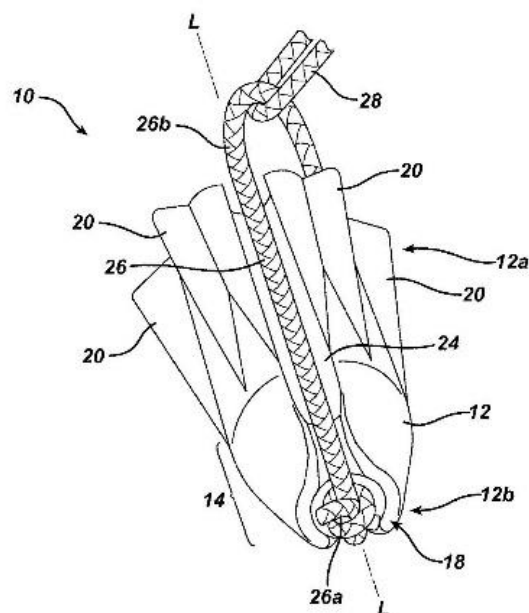
「留め具 1 0 0 の表面には、少なくとも 1 つの、なるべくなら幾つかの骨係合面部 1 0 8 を、なるべくなら幾つかの飛び飛びの骨係合歯の形で形成することもできる。歯 1 0 8 の形状、大きさ、及び位置は変えることができるが、典型的な実施の形態における歯 1 0 8 は概ね底面三角形又はピラミッド状としてある。留め具 1 0 0 を骨に容易に挿入するため、歯 1 0 8 は縦方向に向けるのも好ましい。特に、図示するように、歯 1 0 8 の幅 w_t と高さ h_t は、末端側に位置する前端 1 0 8 a から基端側に位置する後端 1 0 8 b へと増加している。当業者であれば、縫合糸留め具 1 0 0 は図 1 ～図 2 について上述した表面の細長い隆起を含め、その他いろいろな骨係合面部を備えることができることを理解するであろう。」（段落【0 0 1 8】）

「図 4 の参照を続けるが、縫合糸の輪を収めるための縫合糸受け部を縫合糸留め具 1 0 0 の表面に設けることも好ましい。この縫合糸受け部は多様な構造とすることができる。しかし、典型的な実施の形態では、図 1 ～図 2 について上述した縫合糸受け溝 2 4 に似ている両側の縫合糸受け溝 1 1 0、1 1 2 の形としてある。縫合糸受け溝 1 1 0、1 1 2 は本体 1 0 2

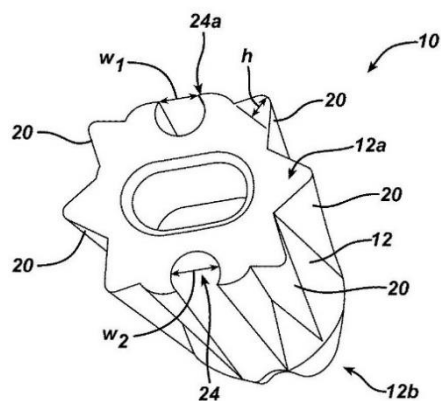
の基端 1 0 0 a から末端方向に延びるのが好ましく、それらは留め具 1 0 0 の本体 1 0 2 を貫通する穴 1 0 4 の所で終端することができる。穴 1 0 4 は本体 1 0 2 の末端 1 0 0 b に近い位置、より好ましくは本体 1 0 2 の略中間点に近い位置に設けてある。穴 1 0 4 は横向き穴とするのが好ましいが、任意の形状及び大きさとすることができると共に、本体 1 0 2 のどこにでも位置させることができる。しかし、穴 1 0 4 は留め具 1 0 0 の構造上の完全性を邪魔してはならない。穴 1 0 4 に丸みのある外縁、例えば縁 1 0 4 a を持たせることにより、その穴 1 0 4 に通した縫合糸を損傷させることなく自由に摺動させるのも好ましい。限定しない例として、その他の実施の形態における穴 1 0 4 は、留め具 1 0 0 の縦軸線 1 に対して傾いて延びることもあり、及び／又は留め具 1 0 0 の縦軸線 1 に沿って延びるか、軸線方向外側に延びることもある。当業者であれば、穴 1 0 4 は概ね任意の構造とすることができることを理解するであろう。」（段落【0 0 1 9】）

ウ 図

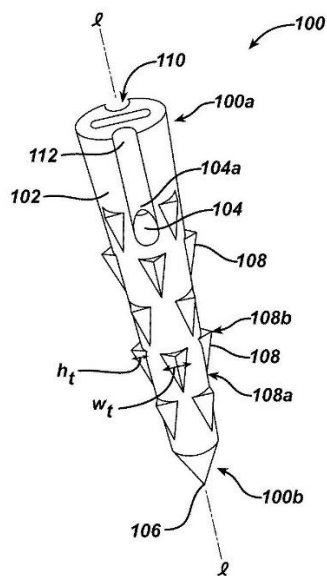
【図 1】



【図 2】



【図 4】



5

- (2) 上記によれば、引用発明の内容については、甲 1 の図 1 及び図 2 から、縫合糸留め具 10 において、本体 12 の基端 12a の両側から延びて末端 12b を取り巻く連続溝 24、すなわち縫合糸受け溝 24 は、末端 12b において本体 12 をコ字状に取り巻いており、本体 12 の長手方向軸に対して直角に延在していること、縫合糸受け溝 24 は、縦方向に延びる細長い隆起の形をした複数の骨係合面部 20 の間に設けられていることが見て取れる。

10

そして、上記(1)の記載（特に段落【0011】ないし【0013】の下線が付された箇所）及び図1、2及び4によれば、甲1には、本件審決が認定した内容の引用発明（上記第2の3(2)）が記載されているといえる。なお、本件審決が認定した引用発明の内容（本件審決7頁18行目ないし同頁33行目）については、原告も争わない（準備書面（原告第1回）令和5年7月31日付け第1の4）。

3 取消事由1（一致点の認定の誤り（相違点の看過））について

(1) 本件審決が認定した本願発明の内容（上記第2の2）については原告も争わない（令和5年7月31日付け準備書面（原告第1回）第1の2）ところ、本願発明と引用発明とを対比すると、以下のとおり認められる。

ア 引用発明の縫合糸留め具10が備える本体12の「末端12b」、「基端12a」は、それぞれ、本願発明のアンカー本体の「遠位端」、「近位端」に相当する。そして、引用発明の「本体12」は「略円筒状の基端部」と「末端方向に向かって先細になる先端部14」を有するから、引用発明の「縫合糸留め具10」は、本願発明の「アンカー本体であって、前記アンカー本体の遠位端から近位端に向かって前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿ってテーパ状になっている前記アンカー本体」を備える「縫合糸アンカー」に相当する。

イ 甲1の図1に照らせば、引用発明の縫合糸留め具10が備える本体12の外面に形成される、縦方向に伸びる細長い隆起の形の「幾つかの骨係合面部20」、すなわち「複数の骨係合面部20」は、「複数のリブ（畝、肋など）」と表現することができるものであり、「複数の骨係合面部20の間の部分」は、「複数のチャンネル（溝、経路など）」と表現することができるものである。

また、引用発明の複数の骨係合面部20の細長い隆起は、縫合糸留め具10の「末端12bの直近位置から延びて基端12aで終端している」も

のであることを踏まえると、上記「複数のチャネル」と表現することができる「複数の骨係合面部 20 の間の部分」は、本願発明の「前記アンカー本体の外表面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外表面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャネル」に相当する。

ウ さらに、引用発明の「複数の骨係合面部 20」は、上記「複数のチャネル」と表現することができる「複数の骨係合面部 20 の間の部分」によって画定されるということが出来るから、引用発明の「複数の骨係合面部 20」は、本願発明の「前記複数のチャネルの間に画定され、前記アンカー本体の長さの少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する、円周方向に間隔を置かれた複数のリブであって、各リブの遠位端は、アンカー本体の前記遠位端よりも近位側に位置している、複数のリブ」に相当する。

エ そして、引用発明の「複数の骨係合面部 20 の間の部分」は、本体 12 だけで形成されるものではなく、本体 12 と、当該本体 12 の外表面に形成される縦方向に伸びる細長い隆起である複数の骨係合面部 20 によって形成されるものであるから、引用発明の「本体 12 と複数の骨係合面部 20 とによって構成される部材」が、外表面から半径方向内方に向かって外表面内に形成された複数のチャネル及び当該複数のチャネルの間に画定された複数のリブを備える、本願発明の「アンカー本体」に相当することになる。

オ 引用発明の「連続溝 24」の「末端 12 b を取り巻く部分」は、本体 12 の末端 12 b をコ字状で取り巻いているから、「本体 12 の長手方向軸に対して直角に延在」するものであって、「縫合糸 26 を収めるのに適合している」ものである。

そうすると、引用発明の「連続溝 24」の「末端 12 b を取り巻く部分」と本願発明の「アイレット」とは、「前記アンカー本体に形成され、前記

アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされた部分」の限度で一致するといえる。

カ 引用発明の「縫合糸受け溝 24」は、「骨係合面部 20 の間の部分」に設けられた「チャンネル」と表現することができるものであって、「縫合糸を受容するように寸法決めされ」ているものである。

そして、引用発明における末端 12 b を取り巻く部分で、本体 12 の末端 12 b をコ字状で取り巻く、本体 12 の両側の縫合糸受け溝 24 と連続した溝である連続溝 24 は、上記オのとおり、「本体 12 の長手方向軸に対して直角に延在」するものといえるところ、縫合糸受け溝 24 とそれを延長した線と、「本体 12 の長手方向軸に対して直角に延在」する連続溝 24 とそれを延長した線とは、交差する位置関係にあるといえる。これを踏まえれば、「縫合糸受け溝 24 は、骨係合面部 20 の間に設けられ、本体 12 の基端 12 a の両側から延びて末端 12 b を取り巻く連続溝 24 の形」であることは、本件審決のとおり、「本体 12 の両側に設けられた縫合糸受け溝 24 が本体 12 の末端 12 b を取り巻く連続溝 24 と交差している」ということができる。

そうすると、本件審決のとおり、引用発明の「縫合糸受け溝 24 は、骨係合面部 20 の間に設けられ、本体 12 の基端 12 a の両側から延びて末端 12 b を取り巻く連続溝 24 の形となっており、縫合糸受け溝 24 は縫合糸 26 を収めるのに適合しており」と、本願発明の「前記チャンネルが前記アイレットと交差している場合に、前記チャンネルの深さが、前記チャンネルと交差する前記アイレットの近位側の縁部から前記アンカー本体の前記近位端に至るまで、縫合糸を受容するように寸法決めされていること」とは、「前記アンカー本体に形成され、前記アンカー本体の長手方向軸に対して直角に延在し、縫合糸を受容するように寸法決めされた部分に」「交差する前記チャンネルの深さが、前記アンカー本体の前記近位端に至るまで、

縫合糸を受容するように寸法決めされている」限度で一致するといえる。

キ 以上の検討によれば、本願発明と引用発明との一致点は、本件審決が認定したとおりの内容（上記第２の３(２)）であるものと認められるから、審決の一致点の認定に誤りはなく、そこに相違点の看過も認められない。

5 そうすると、原告の主張する取消事由１には理由がない。

(２) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、上記第３の１〔原告の主張〕(１)のとおり、引用発明の本体１２と骨係合面部２０から構成される部材が本願発明の「アンカー本体」に相当し、引用発明の骨係合面部２０から窪んだ本体１２の外面は「アンカー本体の外面」に相当するから、本願発明の「アンカー本体の外面から半径方向内方に向かって前記アンカー本体の外面内に形成された・・・チャンネル」には相当せず、引用発明の「複数の骨係合面部２０の間の部分」は、本願発明における「アンカー本体の外面内に形成され、前記アンカー本体の少なくとも一部分に沿って長手方向に延在する複数のチャンネル」には相当しない旨を主張する。

10

15

しかし、本願明細書等の段落【００４０】に「チャンネル２１０は、アンカー本体２０２の外面２５０に向かって移動する・・・チャンネル根元部２５２（例えば、卵形または円形）を含む」と、段落【００４２】に「図２Ｃに示す・・・実施形態では、・・・複数のリブ２１２頂点は、アンカー本体の外面またはその半径方向内側の位置に配置することができる。」と、段落【００４７】に「図２Ｂに示すように、チャンネル・・・は、アンカー本体２０２の円周の周りに・・・異なる深さを採用することができる。」とそれぞれ記載されているとおり、「アンカー本体の外面」は、必ずしもアンカー本体に存在する複数のチャンネル及び複数のリブによって形成される、断面が凹凸を有する輪郭を成す面を指すものではなく、「アンカー本体２０２の円周の周り」、すなわちチャンネル及びリブをアンカー本体と一体のものとして、複

20

25

数のチャンネルの間に画定される各リブの最外部（頂点）を結んだ外周を指すものとしても用いられているものと解される。

5 そうすると、上記(1)エのとおり、本願発明の「アンカー本体」に相当する引用発明の本体 1 2 と複数の骨係合面部 2 0 とによって構成される部材においても、本体 1 2 の外面から突出した複数の骨係合面部 2 0 における最外部（頂点）、すなわち本体 1 2 の断面中心から半径方向外方に最も突き出した部分を結んだ外周を当該部材の外面とみなせば、引用発明の複数の骨係合面部 2 0 の間の部分は、本願発明の「複数のチャンネル」に相当するものであり、かつ当該部材の外面から半径方向内方に向かって当該部材の外面
10 内に形成されているものといえる。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、上記第 3 の 1 「原告の主張」(2)のとおり、引用発明の「縫合糸受け溝 2 4」は「複数のチャンネル」に相当しないと主張する。

15 しかし、上記アで検討したとおり、引用発明の本体 1 2 と複数の骨係合面部 2 0 とによって構成される部材の、複数の骨係合面部 2 0 の最外部（頂点）を結んだ外周を当該部材の外面とみなせば、引用発明の「縫合糸受け溝 2 4」も、当該部材の外面から半径方向内方に向かって、当該部材の外面内に形成された「複数の骨係合面部 2 0 の間の部分」の一つに含まれるものであり、「複数のチャンネル」に相当するものといえる。

20 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

4 取消事由 2（相違点 2 に対する判断の誤り）について

(1) 甲 2（米国特許出願公開第 2 0 0 9 / 0 1 4 9 8 5 6 号明細書）の記載事項

甲 2 には、次のとおりの記載がある。

25 ア F i g . 2 7 a

「

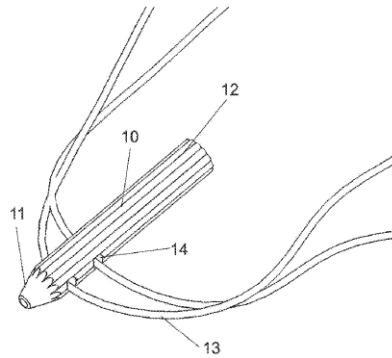


Fig. 27a

」

イ 6 頁左欄 (F i g . 2 7 a の説明)

「 [0 0 8 2] 縫合アンカは、細長いシャフト 1 2 および先細チップ
5 1 1 を備えている。シャフト 1 2 には、隆起部が設けられている。チップ
1 1 近傍のシャフト 1 2 には、縫合糸 1 3 のための少なくとも 1 つの穴 1
4 が存在している。」

(2) 相違点 2 の容易想到性の検討

ア 上記(1)ア及びイの記載によると、縫合アンカ（縫合糸アンカー）につい
10 て記載する甲 2 には、縫合糸アンカーが縫合糸を受ける手段としての、本
体の側面を貫通する穴の構造が開示されている。

そして、このような縫合糸を通す貫通した穴の構造は、上記(1)ア（甲 2
の F i g . 2 7 a ）や甲 1 の図 2 に示されるものと骨係合面部（隆起部）
の形状が異なる、甲 1 の図 4 に示される縫合糸留め具（縫合糸アンカー）に
15 おいても設けられていること、甲 1 の背景技術（従来技術）として留め具
本体の側面に設けられた穴から縫合糸を通す旨が記載されていること（段
落【 0 0 0 3 】）からすると、縫合糸アンカーの技術分野において、本件
特許出願の優先日前の周知技術ということが出来る。なお、縫合糸が通る

貫通する穴（アイレット）を縫合糸アンカーに設けることが周知技術であることについては、原告も争わない。

また、甲 1 には、上記 2(1)のとおり、骨の留め具の本体をいろいろな形状、大きさ及び構造にできることを当業者は理解する（段落【0016】）

5 と記載されており、縫合糸留め具本体の基端から末端方向に延びる縫合糸受け溝は、縫合糸留め具の本体を貫通する穴の所で終端することができることに加え、縫合糸を通すための貫通する穴は、縫合糸留め具の構造上の完全性を邪魔しない範囲であれば、縫合糸留め具の本体のどこにでも位置させることができる（段落【0019】）と記載されている。一方、甲 1
10 には、縫合糸受け溝は貫通する穴の所で必ず終端とし、貫通する穴を越えてさらに、末端方向に延びてはならない旨の記載はない。

そうすると、複数のチャネル及び複数のリブを備える甲 1 の図 1 に記載された引用発明の縫合糸留め具において、その末端を取り巻く縫合糸を受ける連続溝に代えて、上記周知技術に基づいて、縫合糸を通すための貫通
15 する穴である「アイレット」を設けることは、当業者が容易に想到し得たものといえることができる。

イ 本願発明において、チャネルとアイレットとが交差している（上記第 2 の 2）との点について、本願明細書等には「交差」の語の記載はないところ、「交差」は「線状のものが十文字に交わること」（甲 6）を意味する
20 が、縫合糸を受容するように寸法決めされた幅を有する、アンカー本体の表面上に形成されたチャネルは、アイレットから近位方向に延在するとの本願明細書等の段落【0023】における記載や、図 4 A に示される縫合糸アンカーにおけるチャネルとアイレットの位置関係に照らすと、本願発明においては、チャネルとアイレットとが交差していることにおける「交
25 差」は、「T 字状の交わり」を意味していると解される。なお、「T 字状の交わり」が社会通念上「交差」に含まれる場合があることや、本願明細

書等の図面を参照し、本願発明におけるアイレットとチャネルとが交わる部分はT字状の交差に相当するとみなすことが可能であることについては、原告も認めるところである。

そして、上記アのとおり、引用発明の縫合糸留め具において、周知技術である縫合糸を通すための穴である「アイレット」を側面に設ける際に、甲1の図4にも示されているような、本体の両側にある縫合糸受け溝において、縫合糸留め具の構造上の完全性を邪魔しない範囲で、基端から末端に延びる基端側と末端側との間の位置で連通するように縫合糸留め具本体を横向きに貫通する位置とすることは当業者において適宜採用し得る設計事項であり、このようにすれば、縫合糸受け溝である「チャネル」の一つと、縫合糸を通すための貫通する穴である「アイレット」とは、本願明細書等の図3Aや図4Aに示されるようにT字状で交わることになり、本願発明でいう「交差」(T字状の交わり)の位置関係となるものである。

ウ 以上によれば、相違点2に係る本願発明の構成は、引用発明に甲2に記載された技術的事項と周知技術を組み合わせることにより、当業者が容易に想到し得たものと認められるから、本件審決がした相違点2についての容易想到性の判断に誤りはない。

したがって、原告の主張する取消事由2は理由がない。

(3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、上記第3の2〔原告の主張〕(1)のとおり、甲1の図4等を見ても、縫合糸受け溝が穴と交差して、縫合糸受け溝が穴を越えて遠位端側に延びる構成は、開示又は示唆されておらず、本願発明の「前記チャネルが前記アイレットと交差している場合」とすることは、容易想到ではない旨を主張する。

しかし、上記(2)アのとおり、甲1には、縫合糸留め具本体の基端から末端方向に延びる縫合糸受け溝は、縫合糸留め具の本体を貫通する穴の所で

5 終端することができることが記載されているにとどまる。そして、甲1の
図4は、縫合糸受け溝を貫通する穴の所で終端する場合についての具体的
な構造を示すものにすぎず、縫合糸受け溝は貫通する穴の所で終端とし、
貫通する穴を越えてさらに末端方向に延びることはできないことを示す
ものではない。また、甲1には、縫合糸留め具に設けられた縫合糸受け溝
は貫通する穴の所で終端とし、貫通する穴を越えてさらに末端方向に延び
てはならないことまでは記載されていない。

10 さらに、上記2(1)の段落【0018】に「当業者であれば、縫合糸留め
具100は図1～図2について上述した表面の細長い隆起を含め、その他
いろいろな骨係合面部を備えることができることを理解するであろう。」
と記載されているとおり、甲1には、甲1の図4に示される貫通する穴を
備えた縫合糸留め具における骨係合面部の形状は、幾つかの飛び飛びの骨
係合歯の形だけでなく、甲1の図1及び図2に示される表面の細長い隆起
の形にもできるとの記載もある。

15 そして、引用発明、甲1の記載及び周知技術に基づいて、引用発明の縫
合糸留め具における縫合糸受け溝である「チャンネル」と貫通する穴である
「アイレット」とを本願発明でいう「交差」（T字状の交わり）の位置関
係とすることが当業者にとって容易に想到し得たことは、上記(2)で述べた
とおりである。

20 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、上記第3の2〔原告の主張〕(2)のとおり、本願発明は格別な作
用効果を奏する旨を主張する。

25 しかし、甲1の段落【0008】において、「さらに、縫合糸受け溝は
縫合糸の輪を収めるので、骨に埋め込む際に縫合糸を留め具と骨の間でか
み合わせることがなく、縫合糸の損傷を防止することができる」と記載さ
れているように、縫合糸受け溝や骨係合面部を備える引用発明の縫合糸留

め具を骨内に挿入する際に、縫合糸が留め具と骨の間でかみ合わさって損傷することがない構造とすることは当業者における自然な発想であるところ、引用発明の縫合糸留め具の本体において、上記(2)のとおり連続溝に代えて貫通する穴である「アイレット」を設ける場合についても、縫合糸、縫合糸受け溝（チャネル）、骨係合面部（リブ）、及びアイレットについて、骨内への挿入時における骨との接触による縫合糸の損傷を来さない構造や配置とすることは、当業者が当然に行うものである。原告が主張する作用効果は、そのような構造や配置とすることで自ずと奏されるものであって、格別なものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、上記第3の2〔原告の主張〕(3)のとおり、引用発明の縫合糸留め具において連続溝に代えて甲1の図4の貫通する穴を適用することには動機付けがなく、阻害要因がある旨を主張する。

しかし、本件審決の相違点2に係る判断において、引用発明の縫合糸留め具における連続溝に代えて貫通する穴を適用したことは、甲1の図4のみに基づくものではなく、上記(2)アのとおり、本件出願の優先日前の周知技術に基づくものであるから、原告の主張は前提を欠くものといえる。そして、甲1の図1と図4の末端形状が異なっていることは、当業者が、引用発明の縫合糸留め具において、連続溝に代えて周知技術である貫通する穴を適用することを阻害するものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

5 取消事由3（請求人（原告）の主張に対する認定、判断の誤り）について

(1) 原告は、上記第3の3〔原告の主張〕(1)及び(2)のとおり、窪み18は引用発明の不可欠の構成であるとの原告の主張を本件審決が採用しなかったのは誤りである旨を主張する。

甲1には、上記2(1)イのとおり、段落【0011】に「この末端12bには

窪み１８を形成するのが好ましい」と、段落【００１４】に「図１に示すように、縫合糸受け溝２４には本体１２の最末端１２ｂに形成した窪み１８も任意に含めることができる。・・・しかし、窪み１８は、縫合糸の輪２６の結び目２６ａを収めて、留め具１０を骨に挿入する際の結び目２６ａによる干渉を防止するように設計するのが好ましい」と記載され、段落【００１５】にも「縫合糸の輪２６は結び目２６ａを備えることができる」と記載されている。これらの記載によれば、甲１の図１に示される結び目２６ａやそれを収めることができる窪み１８は、任意に設けられる構成であって、引用発明における不可欠な構成であるとはいえない。

したがって、本件審決において、縫合糸留め具１０の窪み１８が不可欠であるという、原告の主張を採用しなかったことに誤りはなく、原告の主張する取消事由３は理由がない。

(2) 原告は、上記第３の３〔原告の主張〕(3)のとおり、甲１の図１において結び目２６ａを排除したうえで、さらに連続溝２４を、甲１の図４における縫合糸受け溝１１２及び穴１０４に置き換えることは、論理が飛躍しており、本願発明を知ったことを前提とした後知恵である旨を主張する。

しかし、上記のとおり、縫合糸の輪２６の結び目２６ａは引用発明における不可欠な構成ではないから、これを排除する必要は生じない。また、本件審決では、「甲１の図１の縫合糸留め具における連続溝」に代えて「甲１の図４の縫合糸受け溝や穴」を採用するとしているのではなく、「引用発明の縫合糸留め具における連続溝」に代えて「周知技術である貫通する穴」を採用するとしているのであるから、原告の主張は前提に誤りがある。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

6 結論

以上のとおり、本件審決の認定及び判断に誤りは認められず、原告主張の取消事由１ないし３には、いずれも理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 3 部

5

裁判長裁判官

東 海 林 保

10

裁判官

今 井 弘 晃

15

裁判官

水 野 正 則

(別紙審決書写し省略)